

# 第 1 編

## 総 論





## 第一章 霧の中の甲斐国

わが下部町は、山梨県の南部に位置して、地形は南西にせばまって富士川に開け、身延町下山に対している。ここに注ぐ常葉川とその支流、反木川、栃代川、雨河内川、下部川、及び同じ御坂山系に発して、かほそく富士川に入る三沢川及びその支流大磯川、樋田川などに沿って点在する、およそ二三の集落から成っている。標高二〇一メートルから一、九四五メートルの毛無山におよぶ間に、一、〇〇〇メートル級の山々をいくつかかぞえ、面積一三〇・七六平方キロ、農地は宅地を含めて四・八三平方キロ、実に八一・五%が山林である。かくて四囲を山にかこまれて、田が川沿いに開けているが自給するに足らず、畑作は急傾斜地にまで及んで天につら

なっている。

このように各集落は交通不便な山あいにて、人の往き来する街道から離れた、いわゆる「自然村」として生い立ったのであるが、自然村とはいっても——民俗学の柳田国男が指摘するように（『日本農民史』）——集落それぞれがどのような村を開くか、その労力をどうするか、またその場所を選ぶについての制約への対応など、さまざまな事情のもとに織りなされた歴史を背負っているのである。しかしこうした自然条件から、久しきにわたって僻地であることを余儀なくされたのも致し方がない。それが近年、外界の交通、運輸、情報的手段が飛躍的に発達するにつれて、次第により広い経済的・文化的領域に組み込まれていって、大正以降、それこそ急速に近代化への道をたどるのである。

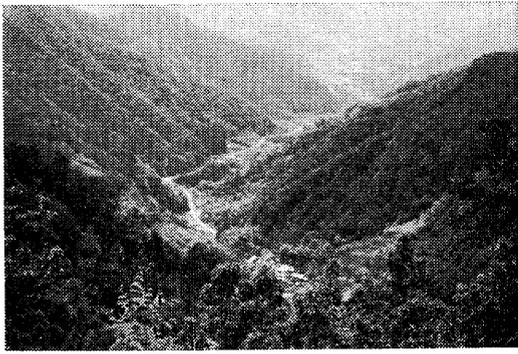
それは各集落の歴史を断ち切るほどの急転回だったといつてよい。この変化の中で、いくつ小集落が消滅したり、ないしは消滅しようときえしている。そこにひびきみはなかったか、総論ではそれがさぐれたらと思う。新しいコミュニティーづくりのために。

### 稲作の起源

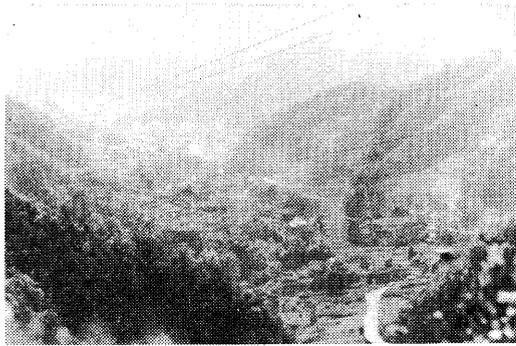
近年になって上之平や五条、それに三沢などから石器が出土している。それらから少なくとも、町の起源が古く上代にまでさかのぼることが推測されるが、残念なことにまだ歴史上の資料として解明されるに至っていない。では地勢的に関連する地帯の出土品についてはどうであろうか。

『境川村誌』によれば、同村小黒坂で出土した弥生式土器にも、みの圧痕が指摘され、また中寺尾では稲穂を刈り取ったとおぼしい粘板岩製の石包丁が発見されている。さらに中道町では環状石及び石斧が出土したという。それが甲西町秋山や、増穂町西ノ入出土のものではアワビの貝殻製だったという。

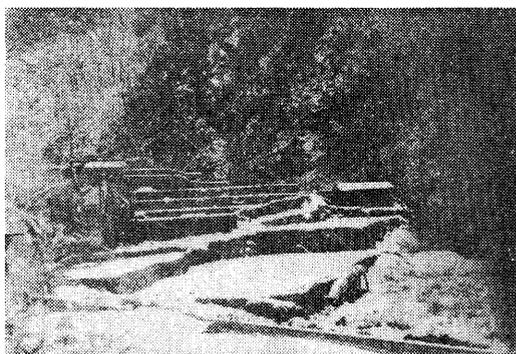
稲作は、新しい文化をもった人々が、今から二、三〇〇年ほど前の弥生式土器の時代、日本へ移住して伝えたときれているが、これには南方説と



大磯小磯部落より芝草水船を望む



岩欠部落より大炊平方面を望む



山あい水田 (中之倉, 中屋敷)

北方説があり、南北二元説もある。安藤房太郎博士はこれについて、稲を常食とする南方民族が、北九州及び朝鮮に移入したのがはじまりといっている。最近民俗学者宮本常一は、これら諸説を総括するように、「彼ら(稲作民族)は、東南アジアから中国沿岸、朝鮮南部を移動してきた」として、つぎのようにいっている――

「稲作から生み出されるわらの多彩な利用が、日本文化の大きな特色を形づくった。なわ、かます、みの、ほうき、わらじ、なべ敷き……。こんなにわらが身の回りにたくさんある文化は、あまり例がない。これは刃物を使わぬ器用さにつながっていく。」(東京朝日新聞、一九八〇年十一月十七日)

では下部町にあつては、稲作はいつごろ移入されたものだろうか。

一色その他の山あいに、千枚田のように幾段にもつらなる山田は、はたしていつごろ開拓されたのだろう。常葉川の河口に近い波高島や上之平では、明治四十三(一九一〇)年八月の大水害で田を流されたという記録があるが、それどころか終戦になった昭和二十(一九四五)年十月五日の集中豪雨で一部流されている。この下流域にかぎらず、川沿いの田はいずれも出水のため流失をくりかえして今日に至っているにちがいないが、取入れのための用水路の開削や、ことに岩盤にうがつたトンネルなどには、父祖の稲作への執着ぶりがにじんでいる。

本栖のトンネルを少しくだつた中之倉(中屋敷)上方の標高六五〇メートルほどの高いところに、一二アールの田が耕作されている。耕作者(赤池

喜伴)によれば、明治の中ごろ曾祖父の開いたものと聞いている由であるが、さらに古く小規模に試みられたかも知れず、これまた稲作の伝播力を物語っていないか。

ところで柳田前掲書は、山沿いの稲作について重要な示唆を与えている。稲作の用具としては、はじめ木製具が使われていたが、延喜式以前にすでに鉄製のすき・くわが一般に用いられるようになっていて、外部から求めたのは金の部分だけだったから「草山もなく薪山もない村の如きは、とうてい中世の農民には想像できなかった」というのである。私たちにしても、買い求めたすき・くわやなた・かまなどの金の部分に、自分で山から伐ってきた木で柄を上げるのが当り前のことだった。これをもって柳田は、「要するに、村という考えが時代とともに変わっていったのである」という。

この地域の稲作について、『延喜式』の各地物産を記した項にあたってみよう。物産名は種類がかなり複雑になっているが、甲斐国については米麦は全く記されていない。布・帛・麻をはじめ、染色用と思われる紫草や紅花、からし、くるみの実や油、筆、紙のほか、牛・鹿などの皮、かもしかの角とかいのししの油などが記されている。そして、米は東は尾張から三河までで、近畿・中国・九州にかぎられている。麦を産したのは大和朝廷近傍の山城・大和・河内・摂津・和泉だけである。

これは甲斐国に稲作がまだ十分に定着していなかったためか、大和朝の支配力が当村の貴重な米を収奪しうるほどにこまで及んでいなかったためか、そのいずれかであろう。調<sup>ちよう</sup>といって人頭税のようなものまで課して、帛(きぬ)や紬(つむぎ)・椽(当時の柄がゆや柄餅のための食用の実か?)を甲斐国に期待した朝廷が、米を免除するとは思えぬ。

『延喜式』とは、貞観十一(八六九)年から延喜七(九〇七)年までの律令施行細則を、勅令により藤原時平等が編集したものである。大和朝廷の支配が確立したのは七世紀の半ばころとされ、そのころにあたる大化の改新(六四六)では、土地はすべて国有で私有を認めず、それを年齢によつ

て割り当てて貢を徴した。ただ貴族だけは田の私有を許され、奴婢を使つて大規模な耕作を行うようになり、そのため牛馬が使用されるに至るのである。当時の生産量は、上田一〇アル当たり五・七キロ、下田三・六キロほどだったという。なおここに見られる奴隸経済時代は、改新以前の上古社会以来おこなわれ、いろいろに形を変えて後世の純然たる貨幣経済時代に至ってはじめて止むのである。

### 民族の交流

この不分明な時代の郷土について、あれこれの伝承や周辺のものもふくめた文書や出土品などの考古学的資料でイメージづくりをして、具体的な形象を作り出すには、第一に地勢への配慮などいろいろ前提として考えなくてはならないことがある。ここで一つだけ取り上げるとしたら、今は疑いもなく異民族とされる人びとが帰化していることである。

この国の昔、中国や朝鮮から、あるいは戦乱や支配権力の難を避け、あるいは鉄やのちにマルコポーロ（一二五四—一三二三）のいううまい国をもとめ、あるいはまた朝廷や大閥秀吉のような戦国武将に招かれたり、連行されたりして移り住んだ帰化人の少なくないことは歴史に明らかで、あらためていうまでもない。秦氏が二世紀から三世紀にかけて帰化した中国人にあたえられた姓で、養蚕や機織りの業を伝えた人びとだったことはかくれもない。また身近な巨摩という地名は高麗から転じたもので、朝鮮帰化人の名ごとりとされている。

明治二十七（一八九四）年、三珠町大塚の鳥居原古墳から出土した神獸鏡には、「赤鳥元年五月廿五日」の銘があった。その年号は、大阪府の黄金塚古墳出土の同形の鏡にあった銘の「景初三年云々」の年号とともに中国年号で、前者は呉の、後者は魏のそれで、それぞれ西暦で二二八年、二二九年に当たっている。この時代は、魏志倭人伝にいう倭の女王卑弥呼のころで、古墳時代（三〇〇年以降）より古く、天皇年紀初見（継体）に先んじること二七〇年のことである。

またその古代の民族の移動について、北方の騎馬民族（江川波夫説）や、以前から取り上げられていた南方民族の、先住民族である熊襲族・土蜘蛛・出雲族、さらにこのあたりにも足跡を残すアイヌ種族（国史学のうえでは、えみし・えぞなどと呼ばれた）などの先住民族征服説がある。下部地域とのかかわりはどのようなものだったろうか。少なくともいくつかの他民族との交流なりそれらの影響は認めなければならぬだろう。

## 第二章 武田・徳川の支配

私たちの郷土がはじめて歴史に登場するのは、ようやく武田時代以降である。なるほど、山梨県の古い国名である甲斐は、「古事記」や「日本書紀」など大和朝中心の古書や「正倉院文書」などの古記録に、朝廷勢力の伸張・貢納に関連して見えるが、庶民の側については伝説の域を出ていない。それをやや具体的に推測したりたどれるのは、わが国最初の武家記録といわれる鎌倉時代の史書『吾妻鏡』や、江戸幕府の甲府勤番支配松平定能が内藤清右衛門・森島弥十郎をして、国内の村役人・僧侶・神主などの協力のもとに編集した『甲斐国志』（二八一四年、民俗学の資料やわずかに土地に残る古文書などによってである）。

## 武田氏と穴山氏

これらの資料にさぐられる中世の下部町は、武田氏というよりも武田親族衆筆頭穴山所領の河内領、その中の東河内内地の一地域だった。詳細はあとの編にゆずるとして、まず穴山氏について見よう。

武田氏系図は五種類をかぞえるが、信憑性を求めた郷土史家の教示によって穴山氏の系図をさぐると、武田家十代信武の第四子義武が逸見穴山（韋崎市穴山町）に住んで地名を名乗ったのが初めである。

武田宗家から入って穴山氏を継いだ二代満春につづいて、三代信介も宗家から入った。この信介のとき穴山氏は河内領南部に移り、六代信友（一五〇六一一五六〇）に至って下山に居館を置いて、その子信君（一五四一―一五八二）、さらにその子勝千代（一五七二―一五八二）まで河内を領した。（下山へ穴山氏が移ったのは、牌所などの関係から信友の父信綱ともされているが、信友の下山居館は疑いない）そして信友の夫人は、あの下山南松院の南松院殿葵庵理性大姉で、武田信虎の女であり、その子信君もまた信玄の女

を夫人としている。見性院である。

このように穴山氏は武田氏とは近い血縁であるばかりでなく、さらに濃い姻戚関係にあったのである。この穴山氏がその領内に対して二重支配の方策をすすめ、武田氏より直接に大きな影響をもったことは怪しむに足りない。

この点、甲斐国九筋二領のうちの郡内領にあって、武田氏に対して特殊な立場をとった小山田氏と似ている。郷土史家なかざわ しんきちは、おそらく源頼朝が征夷大将軍になった建久三（一一九二）年前後に、平氏追討軍にくわわった武蔵国小山荘の別当小山田有重の子五郎行重が、甲斐国都留郡の桂川上流にあたる田原郷（現在の都留市）を受領するようになったと、『甲斐国志』はあとづけている。（『大月市誌』）このように、小山田氏は郡内領の地頭でありながら、甲斐国守護武田氏とはもともと主従関係は見られなかった。この小山田氏も、のちに武田氏と姻戚関係をむすんで特殊な立場をとり、やがては武田氏におさえこまれてゆくのであるが、それにもかかわらず、小山田氏は領内に色濃い二重支配の影をとどめているのである。

したがって中世の下部町を知るには、穴山文書が重要な資料となるだけでなく、河内領には武田文書にくらべて穴山文書が圧倒的に多いといわれながら、残念なことに今日この面での説明はあまり進んでいない。その中で、飯田泰江「武田親族衆としての穴山氏の研究」（『甲斐路』第二・三・六・一三号―一九六一―一九六六）は意欲的な労作である。ただ残念なのは、引用文書のほとんどが西河内に関するもので、したがって論証も西河内にかたよるうらみはあるが、東河内にとっても重要な参考文献であることは疑いない。

柳田前掲書もいうように、今日の村生活を築き上げた基礎は、ヨーロッパも同様に十七世紀から前の、武家移動の時代にあったので、それをかえりみなければ郷土史を調べたといえないのである。

## 戦国の武將

平氏を倒して鎌倉に幕府をひらいた源氏の治世も、わずか三代三十六年にすぎなかった。その間に頼朝は大江広元の建策をいれて、王朝以来設置した国守に対して新たに守護、その下に地頭数名を置いて、荘園以下の郷村を支配させ、かくして世の乱れをまねいた王朝にかわって、国家統治の大権をにぎろうとした。封建の発生である。

この時代の流れの中で、甲斐の武田氏が台頭してくるのであるが、通常おこなわれている武田氏系図についても異論がないわけではない。たとえば、竹越与三郎『日本経済史』（第三巻）はこんなことをいっている。

「武田氏は世々甲斐にあり、源義光の後と称し、甲斐源氏と称するも、必ずしも信ずべからず。ただ最も信ずべきは、足利氏のために鎌倉管領たりし持氏に属した重臣たるの一筆にあり。」

いずれにせよ、武田氏崇拜がすぎると、のちの明治五（一八七二）年の大小切騒動のときのように、後の世の失笑を招きかねない。大小切というのは、江戸時代（一六〇三—一八六七年）に国中地方でおこなわれた特殊な貢租徴収法で、貢租の三分の一を小切として金納とし、あとの三分の二を大切としてはじめのみ納、のちその三分の一を代官所が一定の場に張り紙して布告する国中の平均相場で納めるとしたもの。甲州農民は、それを信玄公の恩典と信じこんで、維新政府が地租改正にさきだつて、これが廃止を布告したのに対して騒動に決起し、軍隊まで出動して処刑者を出すに至ったのが、いうところの大小切騒動である。その間に農民は甲府岩窪の信玄公墓前で団結を誓い、また最後に恵林寺の墓前で判官謀略の要求聴許の黒印書を取り上げられるという芝居めいた場面が演じられているのである。

武田氏はどこまでも、戦国時代の武力をもってする支配者のひとりであることを忘れては、中世の郷土を明らかにすることはできない。著名な史学者久米邦武が『古事記神話』に關連して、「後に貴族諸家はその歴史に付会して家誌や地誌に功勳を叙し、その栄を誇耀するは、門閥を重んずる時代の風習にして、信ずるに足らず」（『日本古代史』）としているのを一概

に排するわけにはゆかないのである。

竹越のいうように、戦国時代に入る応仁期、足利將軍治下の甲斐守護として、信玄の曾祖父、武田刑部少輔信昌が諸侯の中に名をつらねている。封建制への武田氏の登場である。

### 穴山氏の二重支配

その武田親族衆の筆頭である穴山氏の領した河内領は「倭名鈔」に記す河合郷で、八代郡の郷名であるが、「巨摩郡と並びて同郷名あるは今東西河内領あるゆえんなり」と『甲斐国志』はいい、北方市川郷、その東は九一色郷に山岳を接するとしている。この河内領について、前記飯田文弥、服部治則（『山梨百科辞典』）穴山氏の項は、ほぼ現在の南巨摩・西八代両郡で甲州の四分の一にあたるとしている。とすれば、当時の西八代郡の三珠町上野にあつて国中領南面の備えに任じた一条氏（信玄の兄弟）の領地とどこで接するか。のちの徳川検地による領界、東河内については割石峠を北限とするのが地勢的に自然ではないか。いずれにせよ、信君のとき江尻の武田氏出城を守り、駿河の東部一帯にまでおよんだ穴山氏の勢威のほどは十分うかがうことができる。

飯田前掲稿は、河内地方に見られる武田文書に比して、信友から信君にいたるにつれて穴山文書がはるかに多くなり、しかもこれら武田文書の性格はかえつて穴山支配の特徴を裏づけていることを指摘している。そしてその間に、穴山氏は穴山を在名とし、武田を本名として押し出して、有力国人層を排除していったとし、穴山氏の家紋が武田菱の下の一つがかけた割菱を用いたことをあわせ指摘する。

当時、東河内領には岩間氏・帯金氏・四条氏に伍して常葉氏が住んだ。四条氏は別として、他はいずれも武田氏に先んじてその強大な勢力を河内地方に誇つていた加賀見遠光の一族とされているが、『甲斐国志』土庶部には三沢氏の名も見える。それぞれ小豪族として土着していたのである。

穴山氏が南部から居館を移した下山は、前の下山氏の所領として比較的開けていただけでなく、駿河を国中とつなぐ要衝でもあった。のみならず、ここが早川入りの黒桂・保村・雨畑などの金山や森林資源を制する地の利も見のがせない。

こうした西河内領にくらべて、東河内、とりわけ小豪族常葉氏の所領への穴山氏の勢力伸張は、帯金氏所領とともにややおくれたのではないか。いま見る富士川ではなく、川底も高く屏風岩で奔流早川を迎え入れた当時の富士川は、名にしおう日本三大急流の一つといわれた、あらあらしい大河だった。岩間水運も早くから開け、南部とならんで牧のあった庄だから、穴山氏もいち早く着目したことだろうが、こちらから常葉に入るにも山が居すわる。

こうした地理的条件に加えて、穴山信友の時代には、武田氏は信虎につづいて晴信（信玄）が甲斐国の地頭・御家人層を、さきに触れた小山田氏の場合に見るように、次第に組みしいてゆく過程にあったことも考えられる。

しかしこちらにも湯之奥金山があり、さらに湯之奥・栃代など御坂山系の豊富な山林があつてみれば、これを放置するはずはなく、穴山氏は次第に小豪族を被官させ、また百姓の中の名主のような有力者を配下に組み入れるとともに、寺領を掌握して河内領全体を支配するに至るのである。

信友のころの対人関係を示すものとして、つぎのような門西文書がある。前掲飯田稿の中に引かれた唯一の常葉氏領関係文書であるが、氏はこれを河内文書からとられている。

信友 花押

右竹藪之事はやすへし、何時も用之時ハ何本所望と判をつかはすへく候、何へとも其分申付候、用の時印はんこし候共無判者きるへからず、以此儀能々竹をはやし奉公可申也仍如件

天文十二癸卯七月五日

佐野縫殿右衛門尉

この佐野縫殿右衛門尉なる者は「湯之奥村の人で山造りの奉公、つまり植林の役目をもつていた名主的な人であった」ことを、飯田は同じく河内文書に徴している。この古文書が門西家に残っているのは、のちに佐野から門西と改姓したことからだろう。

信玄の全盛期とその子勝頼の時代にわたって河内を領した穴山信君の代には、職制も敷かれて、河内支配が達成される。いいかえれば、武田氏の階級支配制にのつとつて、小豪族のもとに地持、さらに有力百姓を配して住民の貢租負担をになわせたのである。穴山支配文書にも、若林外記・以奉軒・穂坂常陸介・同織部之正などの奉之役職者に登場している。

飯田前掲稿に載っているつぎの文書は、右の武田氏の階級支配体制を示すとともに、武田親族衆筆頭の穴山氏の特異な立場からの二重支配をもうかがわせる。

尾張紺屋番子何者成共田村方へ就致如在者不及披露其方可被成敗候、此由能々可被仰聞候、恐々謹言

十月三日

豆州へ

晴信 花押

この豆州を、飯田は『甲斐国志』記載の註記から信友として、河内の染色を業とする「紺屋に対して行ったのと同様に、信友が尾張紺屋番子の成敗を任せられたのであろう」と、解している。さきに言及した『延喜式』の記載する甲斐国産の紅花や紫草は、当時岩間村に紺屋の存在していたことを示す文書に関連して、常葉氏領も物産圏に入らぬでもない。とすれば、かもしかの角やいのししの油などの産物もクローズアップされてくるというものだが――。

この『延喜式』からも察せられるように、中世に至ると米穀が主要産物となり、穴山氏もわずかながら新田開発をうかがわせる文書を残しているが、しばしばいうように急峻な山国である河内領にあつては、生活用具と

してはもとより、武士たちの築城・武器などの用材としての山林や鉱石精錬のため竹林の経営が経済基盤だった。

早川入りには、矢細工をはじめ、中世の武士御用の名ごりをとどめる地名がいくつもある。さきに見た湯之奥佐野縫殿右衛門尉への文書とともに、こことひとつづきの山中の大崩れ（大河内村）の助左衛門尉や孫右衛門尉などへの山造りに関連した穴山支配文書が多く見られるとおり、このあたりは主として山造りを貢租として課せられていた。江尻築城に際して、早川入りで切り出した木材が、早川からして筏で送り出されたというのだから、このあたりの住民も荷役のほか筏を組んでこれに乗り組んだかもしれない。（ついでにいえば、名主の名は荘園の区画のことで、それを領したものがもと名主であり、右の名前の下につく尉というのは、賦役として京にのぼり禁裏の警衛などについていたことを示すものといわれる。半士半農の有力な百姓だったのだらう。）

したがって、山林はきびしく取り締まられ、竹木の無断伐採を禁じたり、ときに徵発し、その反面棟別銭、すなわち家別棟数にかかる役銭を免じたり、早川入りの文書に残るように桶や鉢・指物（箱その他）・曲物（ふるいその他）などを献上させて商いを許すなどして、これを保護している。また、後世の番匠小路や江戸期に知られた下山大工の名を残したことも、穴山が手工業を奨励した名ごりであるが、昔からひろく河内領に多い大工職も、これと無縁ではないだろう。

## 武田氏の税制

ここでちょっと武田氏の税制を見てみよう。京榷三升を一升とする甲州榷（郡内榷は京榷二升五合で一升）の出現も、要は武田氏の収税の利便のための統一にほかならない。信玄の税制なるものも家長政治時代の産物であって、人民の権利は認めなかったが、甲州法度の次第にも見られるように、人民保護の形跡が認められる。いわゆる民力涵養である。

川や橋の渡し賃、籠かき、馬によるなど一切の往来賃金を公定とした。

## 第二章 武田・徳川の支配

また、租税を武士や寺院にも賦課した。このことを『甲斐国志』はつぎのように記している――

「武田の町より諸役銭の事あり、地頭役、代官役というのは、知行高の中、五十分の一を公収せり。……皆十貫文の本高二百文宛なり。すべて知行地の内、寺社領等にも公納の役銭あり、夫れを収めて他人知行にも給える趣、古印書に多く見えたり。又地頭の俵役という事あり、米取りし地より俵数に係りて収むるか。徳役とは内徳、徳分などといひ、本免に入らざる社田より出ず。」

一同の公納したものに、さきに説明を加えた棟別銭がある。このほかに、信玄は雑税を課した。

「山口の口銭」というのは、山林に入って薪炭・草木を取ろうとする者に課した税で、山の入口に改め役人、すなわち山口衆を置いて銭をとったのである。（金山を管理したのが金山衆である）後に制度をかえて、山林付近の諸村落は恒例として米を納めたという。そのほか、三日市場や八日市場など、『甲斐国志』にいう「往還の人馬荷物を改めて口銭を取る」のが本戸役、関所役である。さらに、塗物・紺屋・布・鍵・窓・樹木などの税のほか、竹の年貢・塩税もあり、木綿一反につき七分五厘の税を課せられたという。

信玄の税法でさらに特徴的なのは、多くの犯罪に科料を課して金納に、すなわち罰金に着目したことである。（この項前掲『日本経済史』による）

こうした穴山氏支配と武田氏税法のもとであって、一般人民はどう反応したか。残念なことに、それをうかがう文書や伝聞は残っていない。わずかに、「泣く子と地頭には勝てない」とか「のうもねえ」とかいう諺とかいぐさなど卑屈な泣きごとをとどめているのみで、恩賞や感状をもらったとか、棟別銭や諸役を免除されたとかいうものが今に残る古文書の大方である。

『妙法寺記』は、わずかにそれを推測させてくれる。これは、同寺代々の任職が、庶民の側から戦国の文正元（一四六六）年から永祿四（一五九二）年

までを日記にとどめた貴重な記録である。同寺の所在の関係で内容が郡内領を主としていることはやむをえないが、そこに見られる領民の苦難は、「皆々所ヲ欠ケ申候」という記述がよく伝えている。窮迫で年貢が納められず、一人あるいは二人、ときには一家が離村したのである。日本の農民史という「欠落」とか「逃散」である。

河内領ではどうだったか、このことについて管見のよく知るところではないが、『妙法寺記』はその文明五（一四七三）年の項に、この年「甲州大飢饉、餓死スルコト限り無し。米百三十文一升粟七十文、大麦六十六文也」と記している。日記のはじまる以前も察するにたたくなく、同寺記はその後毎年のようにひでりや降霜・暴風雨・地震などの自然災害やコレラ・天然痘など疫病の流行に難儀する領民の暮らしを伝えている。

山国の河内領にあつてひときわ地勢急峻な下部地区には、さらに沢水のはん濫・土石流・山崩れが見舞ったにちがいない。その苦難の生活は察するに余りある。

『日本史年表』（歴史学研究会編）は、天正十（一五八二）年十月の項に、徳川家康、武田の武将穴山信君（梅雪）を誘降する。武田勝頼、信長・家康に攻められて甲斐田野で自殺する、と淡々と記している。「誘降」という巧みな表現で伝える梅雪の武田離反については、ここでは触れる余地はないが、甲府の信玄公祭りの主催者の中で、この離反をいちらずに裏切りとして難じ、行列の二十四将中に梅雪をかぞえることを拒む主張が、一時的にせよ通用したという話は、感情的にすぎはしないか。信玄の父信虎追放、降将諏訪頼重を甲府に自殺させてその女を入れて側室として勝頼は生ませたこと、たびかさなる政略結婚なども、戦国の世のこととしなくては理解しえないだろう。かねてから信玄の意を体して家康と交渉のあった梅雪は、降伏の誘いのつて武田家再興を計ったという説もある。しかし、『甲陽軍鑑』にしても、同じ離反でありながら、小山田よりむしろ梅雪の方に不快の念をあらわしているように思える。この梅雪も、徳川にくみして本領安堵することはできたものの、武田滅亡から二か月ばかりの五月、家康と

もに堺にいて本能寺の変を知り、急ぎ帰国の途中、宇治田原で土民の手にかかって果て、嫡子勝千代信治も天正十五（一五八七）年十六歳で没して、ここに穴山家は絶えた。

#### 徳川氏直轄領として

甲斐国の徳川氏との関係は、慶長八（一六〇三）年一月、幕府が徳川義直を甲斐に封じるより早く、信長の死去とともに、この五郎太こと義直が甲斐・信濃を占領し、武田家臣八〇〇人が起請文を献じて徳川家臣となったことに初まる。同二月家康、征夷大將軍に任じられて江戸幕府を開き、享保九（一七二四）年、幕府の財政を拡充するため、さらに甲斐国を天領、すなわち幕府直轄領に編入して、甲府勤番の制を設けた。これは甲府勤番支配二人、その配下として勤番士二〇〇人、与力二〇名、同心五〇人という職制だった。

田制は、武田時代は五公五民、秀吉当時四公六民とされたが、家康はこれを二公一民、一坪六尺三寸を六尺とし、税法をさらにきびしいものとした。この収税をめぐる、家康が百姓は「生かさず殺さず」といったというのは、よく知られた語りぐさである。これは直轄領の代官が任地に帰ろうとする際、家康が直接会って、郷村の百姓どもを「死なぬように、生きぬようにと合点致して収納申し付くべし」ときとすのを常としたことから生まれたものであるが、このことに関連して、前掲『日本経済史』は「落穂集」のつぎのような挿話を引用している――

「土井大炊頭、一年その居城下総の古河に帰りしに、前年は殆ど見るべき農家なかりしに、今は農民の家の見るべきものあるを見、その部下を集めて百姓生かすぎざるかを問うたことありき。当時は一村の名主の家に必ず水牢、木馬を置き、農民が領主に納むべき貢米を怠るや、或は水牢に投じ、或は木馬に乗せて之を苦しめて、納税を果さしめずんば已まざりき。」

また米沢地方では、農民が租税を滞納すると、その妻を人質として略奪

し、租税を完納しなければかえさなかったという風があったということである。甲斐については知ることができないが、推して知るべきだろう。

### 五人組の制

その後、末端の行政組織として「五人組」なる制度を敷いた。これは五戸を一保とした王朝時代からの制度で、孝徳天皇が大化の改新の戸籍をつけたとき、非違を檢察させたことが記録に残る。

徳川幕府は、一切の町村の人民を、五戸をもって一組として組頭を置いて共同の責任をとらせ、五人組数組に名主一人を置いたのである。したがってここにいう名主はさきに触れた名主とは性質が異なる。この制度には、労力を結合させて農作を奨励しようという農村保護の意図もあったと見られるが、何よりも租税を収めさせたり、盗賊を探したりするのにこれを利用したものである。犯罪者をかくまうとその罪犯の責任を負わした。またすでに『妙法寺記』に関連して触れたように、窮迫で年貢が納められずに一人なり二人、もしくは一家で郷村を離脱するのをふせぐ方法も兼ねたのだろう。五人組といっても五戸だけではなく、分家など縁故者も加わり、三十一戸をかぞえた組もあったという。

しかし早くも寛永十四（一六三七）年十月には、幕府は武士法度に加えてさらにつきのような関東八か国の代官法令を下して、人民を取り締まっている——

五人組いよいよ心いれ改むべし。在々所々に不埒の者なきやう、一郷かぎりにはかりあい、常にこれをせんさくし、もし悪徒あらば五人組はさらなり、そのさまにより郷中もの等迄曲事たるべし。不審の者に宿借すべからず。もし知らずして借し、あやしげなる事あらば、たとい親戚たりといふとも、すみやかに里正五人組有りのままに申出ずべし……

封建制を大成し、参勤交代や寺社など改修、さては移封などによって大

名の力をそぎ、徳川家の安泰に腐心した幕府も、悪貨の流通、しもじもの窮迫によるうちこわしなどが起こって、屋台骨がゆらいでゆく。

『日本経済史』は、「徳川氏の政治は、家康以後見るべきものなく、その間の歴史はただこれ、大奥の歴史とお家騒動の記録に外ならざりき」ときめつけている。かくて、天下を統一して平和は得たが、平和に安住しようとして鎖国の制を敷き、世界の大勢におくれるに至った。

つぎに、幕政もくだって文久三（一八六一）年の「御代官御預所御物成細弘御勘定帳」なる金銀米穀の細目を記したもので、甲斐国についてその収奪ぶりを見よう——

#### 甲斐国 御勘定方安藤伝蔵分

高・一七八、四八〇石六斗二合三勺五才

一、金三六、〇六二兩三分永二八文七分  
米二三、三一石五斗一升五合五勺八才

#### 御勘定方増田安兵衛分

高八〇、一二五石八斗六升四合六勺九才

一、金二七、六二七兩二分永八六文九分一厘五毛  
米九、八四三石七斗九升三合一勺三才

なお、中世の金産出国甲斐のその後について薩摩と比較して見れば——

元禄十二（一六九九）年より元禄十六（一七〇三）年までの山出金目

薩摩 一七一貫三〇〇目余

甲斐 四貫三〇〇目余

慶長のころ大いに金銀を産出したさすがの佐渡も、寛永十八（一六四一）年から元禄七（一六九四）年の五十四年間は全く金を産出していない。

右の甲州の産金額から、甲州では下位に列する湯之奥金山の当時の産出が、すでに皆無かそれに近かっただろうことが推測される。

ではそのころの甲斐国の生産物を、元禄四（一六九一）年開板という、前掲『日本経済史』の資料について見よう。

甲斐国 甲州判、郡内（絹袖）、全紙、漆、蠟、小梅、姫胡桃、柳下木

綿、駒、題目石

他国とくらべて、いかにも貧弱で、後進地帯を思わせるが、米穀類がどこにも見えないのは一般物産となっていたためと思われる。

元禄時代、養蚕が全国に普及して、白糸の輸入止むとされるが、十年余にして生糸による織物輸出に転じたという。元禄五年『信濃蚕業沿革史料』によれば、信濃・上野・奥州・下野・武蔵・相模の蚕種商が八王子で「渡世上の取締約束を結んで、商法の隆盛を誓った」という。甲州における養蚕はどうだったのだろうか。右の物産から見ても郡内には普及していたのではないか。

### 山村民に課せられた労役

武田・穴山時代の山村民に課せられた山造りの労役についてはさきに触れたが、寛延四（一七五二）年二月の十谷村明細帳の一文が、竹川義徳「山村民に課せられた労役」（『甲斐路』一〇号）に呈示されている。徳川期にいう御林守がどのようなものか示唆してくれる。

「御林之儀前々ヨリ惣百姓家別に相守、山廻り壹月六度、一日ニ六人ツ、二月ヨリ十一月迄御林山内見廻り申候」

十谷はいま鯉沢町に属しているが、穴山時代の西河内領である。十谷峠を分水嶺に大柳川が木材搬出の便になったのだろう。このような江戸幕府直轄山林には一般人は入れず、村民の共同責任として管理させた。

このような山村民に課せられた労役には、他に御巢鷹守たがもちがあった。『甲斐国志』は、「武田ノ文書ニモ間々鷹ノ事見エタリ」と記しているが、前掲竹川稿によれば、文献の上では奈良時代後期の養老五（七五二）年の「放鷹司」（鷹匠の役所）にさかのぼり、武田時代にあつては甲府古府中に残る「鷹師」という地名や、勝頼の最期までつき従った将士の中の「御鷹匠山野井源蔵」が指摘される。

しかし、もと貴族らの遊びだった鷹狩りも、さすが兵戈に明けくれる戦

国時代になって一時おとろえ、江戸時代になって平和な日々どろころに無聊をかこつ武士たちの好むところとなった。

『甲斐国志』（国法の部）は、甲州の御巢鷹山として右十谷をはじめ十三か所を挙げているが、その中にこの地区のつぎの三か所が入っている。

釜額 東河内山一か所  
常葉 同前

杉山 同前

山村民の御巢鷹守がどんなにきびしいものだったか、この地区については徴すべきものがないので、前掲稿の引く郡内小管村文書を『甲斐国志』（山川部）について見よう。

### 一札之事

一、巢鷹御用別して当年歳しく被仰付候段奉畏候、例年より相究候御巢鷹場は不及申、奥野末々迄も随分精出し相尋可申候、もし山之内不見届外より相知候は何分の越度にも可被仰付候、御鷹見仲間の内山へ不出者御座候はゞ仲間之内にて詮議仕可申出候、総て山へ罷出候ても手前のかせぎ計仕御巢鷹不精に仕候もの御座候はゞ御鷹見仲間吟味仕可申上候、為其一札出し申所如件  
享保八年卯二月 郡内領小管村 御巢見

佐右衛門印

（以下九名略し引用者）

名主

源太左衛門殿

組頭衆中

右の文中に、御巢鷹仲間十人が落度のないようにながいにいましめあつたことがよく読みとれるが、十人の共同責任が問われるのみならず、五人組頭や名主にまで累の及ぶ事情もうかがうことができよう。しかもこの労役に対する報酬はごくわずかで、巢鷹を見つけると三巢までは御蔵米十

俵、それ以上は一五俵ずつ褒美を出したが、見つけれない場合は褒美の方をけずるといふ、重い責任だったという。

山中で鷹をとる小屋とか麓でこれを飼いならす小屋を「とや」といったということ、今もこれが地名となって各地に残っていると、前掲竹川稿は富里に日影鳥屋を挙げている。まだ確かめられないが、三沢にも通称「鷹の巣」とよばれる地名がある。

捕えてすぐにその筋に報告し、これを飼いならしたうえ江戸へ送りどけるわけであるが、「途中で万一逃げられでもすると死罪に処せられる場合もあった」といふ。御巢見の困難も察するに余りある。

### 武田・徳川期の貨幣

つぎに、武田・徳川期の貨幣について少しばかり書き加えよう。

人類が自給自足の経済生活をいとなんでいくかぎり、財物を交換する必要がある。その交換（売買）の仲たちをする貨幣も必要ではなかった。

初めは、米や布帛が交換媒介物となったが、農業や工業の発達につれ、やがて奴婢・牛馬や勾玉・剣・鏡などまでが、貨幣の用をなした、と日本貨幣史はいふ。ではいつごろ、今の貨幣が生じたか。あまりはつきりしないが、さきに触れた「延喜式」には錢（錢の漢字音のなまったもの）で調物（賦役にかわる物）を納めたことが見える。

戦国時代の貨幣としてもっともはつきりしているのが、武田氏の甲州金である。さきに触れたように、信玄は領内の金山を他国に極秘にして統轄していたが、当時これが他国のものよりひろく流通したために自然にあらわれたようである。その鉱山としては、東山梨の黒川山にまず指を屈し、南巨摩郡の雨畑山・保山・黒桂山、西八代の金山嶺（湯ノ奥）、それに北巨摩鳳凰山の五座石などがあつた。

徳川期の中ごろ、青木昆陽が命を奉じて甲州にきて調べたところとして、武田氏は年々三千四、五百両の甲州金を産したと伝えている。『奉便小録』甲州金には一分金（重さ一匁）が主だったようで、のちに家康が入峽

して中郡宮原村の松木氏に命じて、重さ一匁で三〇万両を吹替えさせたという。この松木氏がいわゆる金座と呼ばれる役掌であるが、甲金の極印からすでに武田時代から金座の存在していたことは明らかで、志村・山下・野中・松木ら四家がそれと推定される。それによって、金座の創始者は信玄だといわれる。

甲州金が主として軍用金や褒賞金として使用されないで備蓄されたことは疑いないが、さきに記したように年貢を半ば金納にするとか、犯罪に科料を課す、あるいは布一反に七分五厘の税をとるなどしたこと、一般にも通用していたことは明らかである。こうして信玄は、家康に先んじて貨幣集中の策を講じた政略家だった。

このように、武田氏の貨幣制度は金本位制だったが、補助貨幣として他国から集めた銀を用い、金一両すなわち四匁を銀四八匁に当たるものとしてこれを公宝とした。銅銭は古来中国から入って通用したが、武蔵国で銅が発見されて、和銅開珍と呼ばれる銅銭が初めて鑄造された。和銅元（七〇八）年のことであるが、ここでは銅銭の甲斐での通用を示唆するにとどめる。

### 徳川氏の田制租法

徳川時代の田制租法にあつては、耕作権しか認められていず、人民は農奴の状態におかれていた。したがって、土地の売買なるものはのちのちまで耕作権の買入れにすぎなかった。明治以降の田畑の年季売買は、その名ごりと見られる。

「五公五民」の貢納制のもとで、將軍・大名・武士・公卿・寺社は米を売却して金を手して生活していた。一方、百姓は生産した米を二分して一半を彼らに奉るだけでなく、種々の付加税を課されたが、まえにも触れたように、五人組の制が土地売買や百姓の移動をふせぐ役割をになった。百姓は組に依存するほかに、水利など労力奉仕に努めたのである。

下部地区のような山あいの、戸数もわりあい少なかった集落にあつては、他処からはもとより村内の有力者も新田を開く余地がなく、したがつ

て「分かれ」とか「新家」として独り立ちすることも制約されて、変化にとぼしく経過しただろうと思える。これを裏がえせば、近世まで僻地へきちとしてとどまるとともに、歴史上の小豪族や役人たちの食指を刺激しないですむという利点もあったといえる。

封建制は鎌倉時代にはじまり徳川氏によって完成されたが、さしもの江戸幕府も、外からは開国をせまられ、内からは商品経済の発展におされて、歴史の流れのまゝに挂冠のやむなきに至るのである。ここにいう商品経済の前提である貨幣統一は、信長まずこれに手を染め、秀吉がこれを継承して、徳川氏によって大成された。このようにして国民経済が緒につくに至ったのであるが、これで各領国の自給自足の経済が全国的規模に拡大されるとともに、奴隸的使役の時代が終わって賃労働の時代がはじまるのである。

### 第三章 近代化への道

歴史は明治維新をもって近代にはいる。社会史のうえでは、封建制社会から資本主義社会への移行でもある。

天正十八（一五九〇）年、家康が江戸を開いてより二七八年で徳川幕府が倒れ、將軍にかわって君主制、すなわち天皇を絶対とする支配体制のもとに、薩・長の下級武士を中心とする明治政府が成立した。そして明治四年の廃藩置県後の六年七月二十八日、地租改正条令を布告する。それによって、初めて法的に土地所有権が認められて、年貢は金納となる。かくて、貨幣経済に組み込まれて、まがりなりにも近代化への一歩を踏み出したのである。

そして、封建治下の「五公五民」、ときには「七公三民」が、名目的には「二・五五公」に減じられた。明治二年以降、全国的に続発した農民一揆にこたえたものである。この中には、明治二年の田安領一揆や甲州独得の大小切安石代廃止反対の大小切騒動があった。

河内領がこうした事態に直接かわりのなかつたことは、この地方の貧寒な生産事情を示すものといつてよい。『甲斐国志』によれば、文化年間（一八〇〇年代）の河内領一戸平均石高は、（一村平均二五四人、一戸平均四・六人として）一石八斗七升一合であつて、九筋二領中、東河内領の石高戸数は、西河内領とともに最低である。（最高は、中郡筋の一石八斗七升五合）人口は、文化十一（一八二二）年についての『甲斐国志』記載から、つぎの数字を読みとることができる。

富里	戸数	人口	馬
久那土	六三八	二八〇一	七三
古閑	三八〇	二二四六	八六
計	三四一	一五〇八	三六
	一、三五九	六五五五	一九五

### 第三章 近代化への道

ここで、馬の数から生活の一端を推測することができよう。大正年間まで、この地方に馬喰の存在したことは伝承のうえでも実際上も明らかである。馬は、この地方にあつては、永年のあいだ農耕はもとより運輸・交通の有力な手段だった。

#### 富士川水運

一方、徳川家康が、角倉了以・玄之父子に命じて富士川改修を行つて以来、富士川水運が主として甲信の御用米積出しに任じるとともに、やがて信州の寒天や奈良田の曲輪製品などの搬出をはじめ、身延参りの旅客運びや、生活に欠くことのできない塩の搬入に役立ったことはよく知られている。これが盛況をきわめたのは、明治二十二年の東海道線開通から四十四年の中央線開通までの二十年間だという。

この間に大きな役割をになつた富士川運輸会社が藤村県令の指示で飯沢に設立されたのは、明治七（一八七四）年のことである。その会社に所属する船乗り営業者は、本庁へ誓約書を提出するきまりだった。明治十一（一八七八）年、富里村上之平船方依田伊左衛門、波高島船方高野与左衛門ほか一六人の誓約書が残っている。

上之平の右手裏山に、航海の安全を守るといわれて船人に尊崇された「金比羅さん」のお堂がある。これは、この土地の百姓たちのかなり多くが富士川をなりわいの場としたことを物語っている。また、三沢村や常葉村南原の金比羅社も富士川水運と無縁ではあるまい。波高島にあつた運輸会社分社というのも、富士身延鉄道開通まで存続したという。飯沢に、このほかにいくつか水運会社が設立されるに至つた記録も、この水運の盛況を物語っている。

このことは同時に、奥の村々、たとえば湯之奥などで炭焼きが盛んに行われて、これが馬の背や人の背で運び出され、波高島から駿河方面へと船に託され、帰り船に積み込まれる塩や塩魚、はては「コンペーター」のたぐいの菓子が村人たちから心待ちにされたらうことを思わせる。

## ランプから電燈へ

石油が入ってきたのは、いつころのことだろう。いま六十代の上之平の老人は、幼いとき波高島まで、かけ橋が流れば山道伝いに、わずかな石油を買いにやらされたこと、子どもに割り当てられたホヤ拭きのこと、ときにはあやまって割り、回ってくるホヤ売りを待ったことを記憶している。さして遠い話ではない。

東京電燈会社が文明開化の東京市内に配電を開始したのは明治二十（一八一七）年一月二十二日、甲府電力会社によって甲府市内に一、一六三燈の電燈がともされたのが、それより十三年後の明治三十三（一九〇〇）年五月のことである。では下部町ではいつのことだったろうか。

身延電燈会社の手で、大正七（一九一八）年三月十日、まず久那土地地区の三沢・樋田・車田・切房木に電燈がともったのが初めて、順次南へともっていつて、上之平が九年秋のことである。そして十二年ころまでにほぼ全域に行きわたったが、その中で昭和初年自家発電をはじめた湯之奥や、同じく自家発電の栃代だけは、戦後身延電燈を合併した東京電力の送電圏に入った。

## 富士身延鉄道

さらに、この地域に一時期を画したのは、富士身延鉄道の開通である。

明治三十六（一九〇三）年六月、新宿―甲府間に中央線が開通した。国中の人たちはそれまでは、甲州街道を馬か徒歩で行くか、それとも富士川を船で下るかしなければ、東京へ出られなかった。この地区にあつては、中央線が開通しても朝早くちようちんをさげて山道をたどり、ところによっては勝坂峠を越えて、砥坂の渡しをわたり箱原に出て、富士川べりを鰍沢まで歩き、ここで鉄道馬車に乗って、夕刻ようやく甲府着、駅前の宿屋で夕食をしたため、夜行で六時間要して、翌朝飯田橋駅に到着するというありさまだった。

昭和初年のいつとき、飛行艇なる乗り物があつてこの地方の人を波高島

から鰍沢へ運んでくれたが、その轟音は耳を聳するばかり、航行中は話も通じなかった。とにかく鰍沢から甲府まで、レールの上を走る馬車――鉄道馬車は明治三十（一八九七）年から山梨県交通史上に大きな足跡を残したが、富士身延鉄道の開通によってその役割を終わる。

木喰仏の発見者、柳宗悦は「上人発見の縁起に就て」という一文で、大正十三（一九二四）年、古閑村の木喰仏のふるさと、丸畑へと思い思つてたどつた道筋をこう書いている――

「……上人の故郷と云われる丸畑は、富士川の下七、八里の所にあるのです。鰍沢に於て私は一行と別れ、只一人夕ぐれの流水に沿ふて道を下りました。その夜は飯富に宿つたのです。六月十一日、運命は遂に私の足を上人の故郷丸畑へ入らせました。波高島で船を棄て下部に入り、そこで幸に案内を得、一里余り常葉川を溯りました。暑い午後の光りに山路を縫ふて歩む私達は汗にしたりました。……」

往くにも来るにも、昭和初年までの下部地区はこのような状況にあつた。生産物も交通の便もない僻地に、商品経済の入り込む余地はとほしかったのである。

## 資本主義の波及

日本の資本主義の発展は、これより百年もまえにイギリスが産業革命において経験したように、だれもが必要とする衣料のような消費部門からはじまった。

製糸王といわれた片倉兼太郎の同族会社片倉組が長野県諏訪に設立されたのが明治二十八（一八九五）年、その翌年には福島県郡山の郡是製糸、さらにその翌年の三十年に片倉組と同じく諏訪の岡谷製糸などの機械によるめざましい生産が始まった。これとやらんで、政府とむすんだ大実業家の手で紡績業がそれぞれ機械制工場生産に入ってゆく。

明治二十二年には日本最初のパルプ工場ができて、富士製紙や四日市製紙が洋紙生産で発展する。つづいて製糖業が、さらに三井・三菱・古河な

どの財閥による石炭生産が軌道にのっていく。その間には、当初輸入機械にたよるといふ経済循環の後進性も、日清戦争の償金による官営八幡製鉄所の設立を転機とする重工業部門の生産の発展によって解消してゆくが、

それはまた、日本がロシアとの戦争をはさんで軍事国家に発展し、やがて太平洋戦争へのめり込む道でもあった。

こう書くと、いかにも日本の資本主義が順当に発達したかのようであるが、急進展する工場生産の紡績業は、早くも明治二十三年には製品が国内市場にあふれて恐慌がおこっている。要するに、これを供給した女工たちの賃銀では、需要者の側には立てなかつたのである。

下部地区がどんな辺地であっても、徐々にでも貨幣経済が浸透してきたように、資本主義も波及しないではない。まずはじまる業種としては、造り酒屋である。原料を手近にひかえ、買手も遠く求めなくてもよいからで、いま各所に酒屋の屋号が残るゆえんである。かやの実や薬草を採取して高尾山や江戸へ持って行ったとかいう話もあるが、やや目立った生産としては、日本紙の原料であるこうぞくらのものではないか。

この地区が貨幣経済の浸透にからくも対応する道は、さきに触れた船頭や馬子・駄賃しよ、大工や桶屋・屋根屋などの手仕事をもつ者の出かせぎであり、炭焼きや箕づくりのような工夫であり、他に商品を求めての行商だった。そんな中で、製糸や紡績工場に女工として娘を送り出したことは、目立った現象である。

そのころの、同じ東河内の岩間村の状況はひじょうに興味ぶかい。明治四十三(一九一〇)年三月三十一日現在の岩間村の生産額は、総額一四七、一四〇円のうちの九二、八五〇円が「足袋」となっている。それに次ぐのが艾で一五、〇〇〇円、繭は六、二七〇円、その他を米・豆・麦が占めている。(『西八代郡誌』)

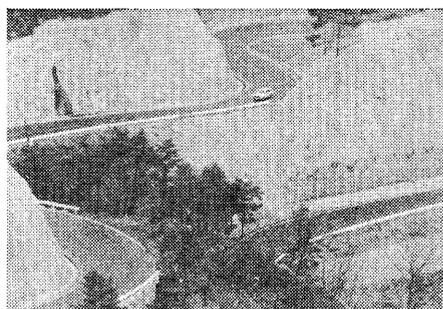
当時、「岩間たび」として世に知られた産業は、「山梨百科辞典」によれば、寛政九(一七九七)年、岩間村を中心に農家の副業として発足、日清

・日露の両役に軍需用として発展して、右の数字を示した四十三年に同業組合を設立し、北陸・北海道にまで販路が伸びたが、福助・土屋などの大資本に圧倒されて、昭和十年ころに全く姿を消すにいたつたという。「ハッコの町」六郷は、それにつづく岩間の在りようを示すもの。その昔は「東河内領の名邑(『甲斐国志』)であり、河内路・富士川水運の砥坂の渡しをもつ宿駅だったから、貨幣経済にも敏感に反応したのかもしれない。なんにしても、岩間の進取的な在り方は、資本主義発達史の一挿話として注目にあたいるが、下部地区にも資本の進出がなかつたわけではない。

青山靖「早川の水運」(『甲斐路』一、二号掲載)によれば、京ヶ島の斉藤義一談として、明治三十五、六年のこと、静岡の富士製紙(のちの本州製紙)が「この奥で盛んに山をやつていた。何でも二千石の材料を飯富のドバへ三月までに出さなければならぬといつたことがあつた」という。

ちょうどそのころ、四日市製紙株式会社「富里村其他山林」(五老峰・桑木山)からパルプ材を搬出する際、これを上之平が村受けした(区長遠藤民一郎を代表とし古老数名が保証)話がある。さらに同四十二年には、同区遠藤民一郎・佐野由房両名を代表者として村受けしたことを示す、同年三月一日付の「木材搬出に関する契約公正証書謄本」が残されている。道なきところを木馬や架線、あるいは軌道(トロッコ)によって、波高島へと運び出した模様をうかがうことができる。

このような貨幣経済の浸透につれて、早くも土地(田畑や山林)の移動が起こつた。その間に多少なり富の蓄積が見られたことは、所々に伝聞される「質屋」の出現したことも明らかである。それは同時に、生活共同体としての集落における旧来の有力者の没落や、勢力分野の移動をもともない、目に見えぬ共同体の破綻へとみちびいた。今日見られる集落の分割や区長の片押し選出などはその成り行きであつて、よかれ悪しかれ歴史のつちかつた集落自治の破綻と、新生への過程にあることのあらわれにはかならない。



国道300号線（中之倉地内）

## 急速な近代化

民芸の柳宗悦が木喰の故郷をおとずれたあの日から、わずか五年を経た昭和三（一九二八）年三月三十日、富士身延鉄道、富士―甲府間八八・一キロメートル、三九駅が全通した。今では、急行なら新宿まで三時間、名古屋まで五時間である。

この交通の便を追うように、自動車産業の発達にうながされて、国道三〇〇号線、西八代縦貫道が開通して、今や下部町は四通八達の交通網の中に位置している。今の国鉄身延線が、もし富士身延鉄道株式会社発企人小野金六・堀内良平・根津嘉一郎らによって当初計画されたように富士川右岸に敷設されていたらどうだったろう。――町内に五つの駅をかぞえる下部町の幸運を身にしみて覚える。路線争奪をめぐる紆余曲折を知らばなおさらのことである。

この交通の発展に呼応するように、新聞購読、ラジオやテレビ・電話の普及を見た。たとえば新聞であるが、町内購読紙数は現在約二、〇〇〇部を数えている。四十年前の約四倍増である。――その間に、世帯数はむしろ減少を示しているのだが。こうして、かつての僻地は、急速に情報化社会に組み入れられていった。

人口について見れば、昭和三十年以降年々減少傾向をたどって、いわゆる過疎化現象を示し、五十四年末までに七、九八三人、年平均二五六人の流出を見、五十五年国勢調査によれば男三、七〇二人、女四、〇一七人、計七、七一九人、前回五十年の調査と比較すると、七三七人の減少となっている。

もとよりこの過疎化現象は、基本的には資本の集中にともなう職場への人口移動であって、行政など人為的にはどめをかけることは不可能といつてよい。ただ、農業後継者と見られる長男の都市移動は、まま新旧思考の不一致からとも思える。

そこにはまた、近年、交通機関の発達による通勤・出かせぎと相俟って、農業人口の老齢化現象が見られるが、それには農地の狭少のうえに農作業の機械化ということが大いにあづかっているのである。農業面で少しふりかえてみよう。

昭和二十（一九四五）年八月十五日の、いわゆる終戦の詔勅から翌二十一年元旦の天皇の人間宣言によって、日本は平和憲法のもとにかつてなく神権君主制から一躍民主化された。この戦争をはさんで、山梨県の農業は急速に変化したのである。

水田についてみると、明治・大正時代二〇、〇〇〇ヘクタールだったものが、昭和四十三（一九六八）年には一六、〇〇〇ヘクタールに減少した。それは、栽培が生産性の高い果樹や野菜に切り換えられたためである。そして麦は明治・大正の二三、〇〇〇ヘクタールから、終戦時食糧不足から三〇、〇〇〇ヘクタールに回復したが、昭和四十三年にはそれが六、〇〇〇ヘクタールに減少している。（農林省山梨統計調査事務所「明治百年の山梨農業」）

下部町にあつては、桃・梅など果樹への作付け転換が図られたが成功せず、その後の四十五年から町当局によって茶生産が取り上げられて、ヤブキタ茶が新植され、現在茶園およそ一五ヘクタール、五十五年度の採取生産およそ一八、〇〇〇キロ、これが町営製茶工場によって加工され、主として町内消費に向けられている。当面の目標茶園二〇ヘクタールを目ざし、養蚕・しいたけにつぐ町の基幹産業としての期待をになっている。

その間にあって、下部町の農業も大きな変貌をとげた。明治・大正期の畜力は耕耘機に、肥料は緑肥（かちちき）から化学肥料へと変化したのである。山梨県では中央線開通にともなうて魚かす・油かすへ、やがて満州大

豆かすが用いられるようになったが、これはさきに触れた地租改正による金納に刺激されて、米麦の商品化がすすんだためである。交通不便な下部地区にあっては、こうした傾向の波及もおくれたことはことわるまでもない。

化学肥料の先駆である硫安は、大正三（一九一四）年七月から大正七（一九一八）年十一月におよぶ第一次世界大戦中、ドイツで発明され、やがて磷酸肥料が発達する。それで昭和初期には硫安全盛で、石灰窒素・加里塩類の輸入がつづいた。

こうした中で、高利貸的肥料商人の農村集奪に対抗して、共同購入する必要にせまられ、全国的に協同組合の設立がうながされてゆく。下部町にあっては、こうした組合組織はどうであったか、いま私たちはこの点でも反省を余儀なくされる。それはとにかく、この化学肥料も、近年、地力の減退や作物の品質の点で、ふたたび有機肥料が見直されてきているのが実情である。

### 近代社会に生きる

以上私たちは日本の、そして山梨県の歴史のうえで、郷土がどうあったか、抜き書きするようにしてひとわり見てきた。将来どうあったら、私たちは父祖にこたえることができるだろうか、それはこの町を愛し、町民のしあわせを思う人たちの手にゆだねられる。以上の記述から思いついたことを記して「むすび」としたい。

まず何よりも、立地条件から余儀なくされた後進性を率直に認めたい。まず己を知る——このことこそが、進歩への前提だからである。

私たちの父祖がそれぞれに集落を形成し、これを維持してきたのは、労力をあわせ、幸不幸をともにしてきた共同・共感の結果にほかならない。どの集落にもある氏神社は、それを中心として地区住民が結集し団結したことの象徴である。村八分と呼ばれる江戸以降の私的制裁は、今日から見れば人権に反するまちがったやり方ではあるが、昔は村のしきたりや団結

を守ろうとした窮余の一策だった。

生物学は、武器をそなえぬ弱い種ほど群棲し共同して、その種の保存にとめたことを教えている。たとえば、蟻や蜂を見るがよい。怪獣のようにかたくよらい、孤立して生き、滅びていった古生物——ダーウィンの生存競争説は、この相互扶助をふまえたうえで、適者生存を説いた学説である。

といて、封建制のもとの五人組制度のような協力共同体制がよいというのではもちろんない。創始者である家康の支配や収奪の方法でしかない共同責任のおしつけなど、こまるばかりでなく通用もしない。そうした封建的社会制度から生まれきた「義理・人情」もまた、今日の民主主義の社会にはなじまない。それは家長制時代の「地縁・血縁」の名こりであって、ほんとに人間関係を律するものとはほど遠い。だから、甲州選挙などという汚名にもつながりかねないのである。

たとえば、武田氏の寄親・寄子の制は、戦国大名の武田氏が家臣団統制のために利用した制度であるが、今もひろく県内で行われている婚姻の際の親分・子分のしきたりはどうか。これはもと、婚礼のときだけのものではなく、親分はどこまでも子分のめんどうをみ、他方子分は親分に礼をつくすとともに労力で奉仕するのがならいだった。そこに義理が生じ、人情が生まれたのである。今は、この慣習は実質のともなわぬ儀式的形式にすぎず、その間の義理・人情も実情にそぐわない隋性で、無意味に行われているにすぎない。

このように、義理・人情を実のないものにしたのは、貨幣経済が人びともたらした平等の観念や権利意識にもとづくものであるが、それはそれ、人間社会の進歩としてじゅうぶん評価されなくてはならない。

私たちの生きている近代社会は、社会学の定義ならっていえば、封建的身分制度が消滅して、個人の自由・法のまへの平等が実現した社会である。と同時に、それは技術にもとづく産業社会であって、社会全般の組織化、わけてもたて組織化がすすみ、ともすれば人間性が無視されがちである。「人間疎外」というのは、そのことを指しているのであって、人間社

会の発展はこれが解決にかかっていると云つてよい。

戸ごとのカラーテレビやクルマの普及を見たからと云つて、文化的だとか、文化が向上したことはない。それは、明治期の文明開化での「鹿鳴館」であり、似て非なるもの、えせ文化である。

山梨市出身の文学者、前田晃は、いま万力公園に立つ己が文学碑に、「一人の心は万人の心、文化の根源はここにある」ときざんだ。ドイツ文学者、高橋義孝がいつたように、これを「思いやり」、「思いやる心」といいかえてもよい。文化とは、単なる物質的なものではなくて、より精神的なもの、より心の問題である。「わが身をつねって他人の痛さを知る」人間関係のうえに成り立つものである。争いより協調に、競争ではなくて連帯のうえに根づく。今日の教育における荒廃も偶然ではない。

しかも、文化には継続性、伝統が必須の要件なのである。にわかになまれ、育つものではない。ここで「ことば」——読書の重要性に気づく。私たちはそれぞれの地域にあって、文化を、生きがいを創り出してゆかなくてはならない。

これを要するに、私たちは生物的・経済的存在から人間的・社会的存在へ、いいかえれば競争の時代から連帯の時代へと指向することになる。——そこにこそ、町づくりの基本があるように思えるが、どうだろうか。

きょう、歌人前登志夫のこんなことばに出会った。(東京朝日新聞「日記から」一九八〇年十二月五日)

「……山里でも、家々に自家用車があり、洋風の応接間がまぶしい。暮らしはうんと向上したが、心のゆとりがなくなった。

人が寄ると、共通の科白(せりふ)は時代おくれの郷土への愛想づかし。郷土からの脱出を語ると、新しい思想に見えたりする。その土地の暮らしをゆたかにする遊びの工夫がない。想像力に乏しい……」

ちよつと気になることばである。「郷土」を下部にうつして、いっしょに考えてみることにして、「総論」をしめくくる。